

3月13日以降のマスク着用について

県民のみなさま

- マスクの着脱は、屋内・屋外を問わず個人が判断
個人の判断を尊重し、着脱を強いることがないよう配慮を
- 重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、施設や事業者からマスク着用を求められた場合などは、ご協力を

- 例)
- ・医療機関を受診するとき
 - ・医療機関や高齢者施設を訪問するとき
 - ・混雑した電車やバスに乗車するとき
 - ・店舗など施設の利用やイベントに参加するとき

- 周囲へ感染を広げないため、症状のある方など※は外出を控え、通院等でやむを得ず外出する場合は人混みを避け、マスクを着用

※新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方（5/7まで）を含む

3月13日以降のマスク着用について（5月7日まで）

事業者のみなさま

- 業種別ガイドラインの変更等を確認し、利用者や従業員へのマスク着用の見直しについて検討
- 店舗等で利用者へ周知するなど準備を

- ・マスクの着脱は個人の判断が尊重されるため、事業者から利用者・従業員へのマスク着用の呼びかけは必要なし
- ・ただし、感染対策上や事業上の理由により、事業者が利用者または従業員にマスクの着用を求めることはできる
例）医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中 など

業種別ガイドライン 内閣官房HP



- 換気や手洗い、距離の確保等の基本的な感染対策は引き続き励行

「ふくい安全・安心認証店」の認証基準について

- 認証基準を変更し、マスクに関する項目を削除
- ポスター掲示等によるマスク会食の呼びかけを終了（3/13から）
- 飲食店が感染対策のため、利用者・従業員に独自にマスク着用を求めることはできる

【認証基準から削除する項目】

- ・ポスター等の掲示、来店時の声掛け等により利用者に対して、「おはなしはマスク」（マスク会食）を促す
- ・利用者に対して、食事中以外のマスク着用を推奨
- ・従業員に対して、適切なマスクの正しいマスク着用を徹底

※「ふくい安全・安心飲食店認証制度」は、令和5年5月7日まで継続
3/13以降も、換気や手指消毒、距離の確保などの感染対策を引き続き実施